

日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金交付要綱

平成28年10月14日 制定

日野町有害鳥獣被害対策協議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣害に強い集落づくりのため、総合的かつ継続的な鳥獣害対策を組織的に実施するものが、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日野町有害鳥獣被害対策協議会会計処理規定(平成23年4月1日制定)および日野町補助金等交付規則(平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。)の規定を準用するものとし、これらに定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、町内の自治会(大字およびこれに類すると日野町有害鳥獣被害対策協議会会長(以下「会長」という。)が認める団体をいう。)および会長が適当と認めるもの(以下「自治会等」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治会等において総合的、継続的かつ組織的に鳥獣害対策に取り組む次に掲げる事業とする。

- (1) 集落ぐるみの鳥獣被害対策プラン策定事業(以下「プラン策定事業」という。)
- (2) 侵入防止柵整備事業
- (3) 有害鳥獣追い払い用具整備事業
- (4) 捕獲檻等整備事業
- (5) 野生鳥獣が近付きにくい環境づくり事業
- (6) 先進的に取り組むモデル事業(以下「モデル事業」という。)

2 前項第1項の事業は、自治会等が策定した集落ぐるみ獣害対策プラン(様式第1号。以下「プラン」という。)について、会長の承認を得た場合に限り、プラン策定に要した経費を、プラン承認日以前に遡り補助対象とする。

3 第1項第2号から第6号までの事業は、自治会等が策定したプランにその事業の実施を位置付け、かつ、プランについて会長の承認を得た場合に限り、補助対象事業とする。

4 前項に規定するプランの承認を受けようとする自治会等は、日野町集落ぐるみ獣害対策プラン承認申請書(様式第2号)に、策定したプランを添付して会長に提出しなければならない。承認を受けたプランを変更しようとする場合も、同様とする。

5 会長は、前項の規定により承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、日野町集落ぐるみ獣害対策プラン承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(プランの承認要件)

第4条 第3条第2項に基づくプランの承認にあたっては、次の各号を要件とする。

(1)自治会等が、その地域の住民を対象とした研修会を実施していること。

(2)自治会等が日野町有害鳥獣被害対策協議会(以下「協議会」という。)とともに集落環境点検を実施していること。

(3)前号の点検結果等に基づき、自治会等の課題について整理し、実施する対策をプランに位置づけていること。

(4)作成したプランを実施することについて、自治会等の内で合意形成が図られていること。

2 前項に定めのないことについては、会長の判断するところによる。

(補助金の交付額等)

第5条 次条第1項に定める事業期間内に交付する補助金の総額は、1,500,000円を上限とする。ただし、モデル事業を実施する場合においては、500,000円をこれに加算する。

2 第3条第1項の各号の各補助対象事業の内容、補助対象経費および補助率等は、別表第1のとおりとする。

(事業期間)

第6条 プランの事業期間は、第3条第5項に基づき会長が承認をした年度から起算し、5年間とする。ただし、会長の承認および補助金の交付決定までに間に、第3条第1号に定める事業に着手(発注・納品)する必要がある場合は、日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金交付決定前着手届(様式第4号)を提出したときは、この限りではない。

2 プランに位置付ける第3条第1項の各号の事業期間は、前項の期間内において、プラン策定事業にあつては初年度の1年間を、モデル事業にあつては1年間以内を、その他の事業にあつては5年間以内を事業期間とする。

(補助対象年度および交付年度)

第7条 プランに位置づける補助対象事業の補助対象の年度は、当該事業を実施した年度とし、当該補助金の交付は、各年度の予算の範囲内において当該事業を実施した年度に交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書(様式第5号)に添付する書類は、事業計画書(様式第6号)、収支予算書(様式第7号)および事業ごとに別表第2に掲げる書類とする。

(補助金の交付決定)

第9条 会長は、第8条の規定に基づき補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条に規定する交付決定通知書(様式第8号)により補助金の交付の申請をした自治会等に対し、補助金等の交付の決定を通知するものとする。

(事業の変更等)

第10条 自治会等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額が増額する場合
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の相互間において経費の3割を超えて流用する場合
- (3) 交付決定事業に要する経費の3割を超えて減額する場合
- (4) 補助事業を中止または廃止しようとする場合

(実績報告)

第11条 自治会等は、補助事業が完了したときは、その日から30日を超えない日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い時期までに、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書(様式第10号)に事業実績報告書(様式第11号)、収支決算書(様式第12号)および事業ごとに別表3に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 自治会等は、規則第15条第2項に規定に基づき概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第13号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 会長は、第11条の規定による実績報告書を受けた場合は、速やかに当該実績報告書および関係書類を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、自治会等に確定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により額の確定の通知を受けた自治会等は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条に規定する補助金等交付請求書(様式第13号)を会長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助金の交付を受けた自治会等(以下「交付団体」という。)は、事業(事業を他の団体に委託することにより実施した場合を含む。)の実施により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

2 会長は、交付団体がその取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を返納させることができる。

(関係書類の整備)

第16条 交付団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等のほか事業による整備施設等に係る財産管理台帳(様式第15号)を備え、常にこれを整備しておかなければならない。

2 交付団体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を整備し、保存するものとする。

3 前2項の規定による書類、帳簿等は、プランの完了する日の属する年度の翌年度から次条に規定する財産処分制限期間が経過するまで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 交付団体は、取得財産等のうち次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合は、会長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を協議会に納付した場合または補助金等の交付の目的および当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数)に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

2 交付団体は前項に基づき財産処分を行うときは、施設等の処分承認申請書(様式第16号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(増築等の報告)

第18条 自治会等は、整備した施設等の移転もしくは更新または生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の財産処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、施設等の増築(模様替え、移転、更新等)届(様式第17号)により会長に届け出なければならない。

(本補助金の予算)

第19条 本補助金は、日野町からの委託費をもって実施する。

2 前項の委託費が、自治会等へ交付する補助金額に満たない場合は、当該委託費の範囲内で自治会等へ交付する補助金を調整することとし、その調整は、会長の判断するところによる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行し、平成28年度の予算に係る事業に適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る事業から適用する。